

三菱UFJ SRIファンド(愛称:ファミリー・フレンドリー)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 株式

【ご連絡】22. 委託会社 について ※2023年10月1日より商号を三菱UFJ アセットマネジメント株式会社に変更します。

本商品は元本確保型の商品ではありません

◆当ファンドは「サステナブル・ファンド」です。サステナブル・ファンドとは、ファンドの投資判断プロセスにおいてESG要素を主要とし、環境や社会の課題解決・改善に寄与する企業等への投資を行い、お客さまの資産形成および持続可能な社会の実現に貢献するファンドとして、三菱UFJ国際投信が定めたファンドをいいます。サステナブル・ファンドへの認定および除外は今後見直す場合があります。詳細については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/houshin/csr/index.html>) でご覧いただけます。当ファンドの具体的な投資対象・投資手法等については、本資料をお読みください。

ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。

SRI (Socially Responsible Investment : 社会的責任投資)とは、財務的な観点からだけでなく、特に社会的存在として企業のあり方を評価して投資する運用手法です。ファンドはSRIの一分野である「ファミリー・フレンドリー」をテーマとしたファンドです。ファミリー・フレンドリー企業としての評価は、後記のような観点に着眼して行います。(4ページをご参照ください)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※グッドバンカー社とは、1998年7月に設立された、わが国初の社会的責任投資専門の独立系投資助言会社。国内企業を対象に、ファミリー・フレンドリーをはじめとして、環境・社会性・企業統治などSRI分野全般について調査・投資助言を行っています。

1.投資方針

【ファンドの目的】

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、「ファミリー・フレンドリー企業」として高く評価され、かつ株価が本来あるべき価格(理論株価)に対して割安と判断される銘柄に投資を行うことにより、長期的な値上がり益の獲得をめざします。

【ファンドの特色】

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、「ファミリー・フレンドリー企業」として高く評価され、かつ株価が本来あるべき価格(理論株価)に対して割安と判断される銘柄に投資し、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。ただし、ポートフォリオのリスク管理の観点から、ファンドマネジャーの判断により、前記以外の銘柄を組入れることがあります。

ファンドにおいて「ファミリー・フレンドリー企業」とは「仕事と生活を両立でき、多様で柔軟な働き方を選択できる企業」をいいます。ファミリー・フレンドリー企業としての評価は、グッドバンカー社からの投資助言に基づいて行います。

個別銘柄の理論株価および理論株価に対する割安度の測定については、三菱UFJ信託銀行と同社グループの投資理論研究機関「MTEC」(三菱UFJ)トラス投資工学研究所)が共同開発した「理論株価モデル」を活用します。

2.主要投資対象

運用は主に「三菱UFJ SRIマザーファンド」への投資を通じて、わが国の株式へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建て資産への投資は行いません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
- ・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2004年12月3日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合
 - ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
- このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)

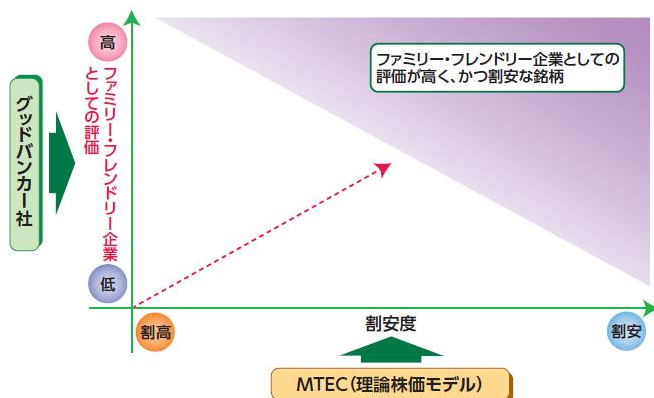
9.信託報酬

信託財産の純資産総額×年率1.65%(税抜 年率1.5%)

| | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 内訳(税抜): | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| | 年率0.7% | 年率0.7% | 年率0.1% |

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

<ファンドの基本コンセプト>



■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ SRIファンド(愛称:ファミリー・フレンドリー)

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式

【ご連絡】22. 委託会社 について ※2023年10月1日より商号を三菱UFJ アセットマネジメント株式会社に変更します。

本商品は元本確保型の商品ではありません

10. 信託報酬以外のコスト

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。

・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

11. 購入単位

1円以上1円単位

12. 購入価額

ご購入約定日の基準価額

13. 購入時手数料

ありません。

14. 換金価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合に、当期の基準価額上昇分の範囲内で分配します。

ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。収益分配金は、原則として再投資されます。

17. お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数
(注) 基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)
(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

① 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

② 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ SRIファンド(愛称:ファミリー・フレンドリー)

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

・サステナブル・ファンドでは、投資対象銘柄の選択にESG評価を用いているため、ESG評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ファンドの主要投資対象市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される場合があります。

投資先企業のESGにかかる評価に際し、第三者データなどを活用することがあります。企業開示が不十分などの理由からこれらのデータや情報が不完全な場合などには、投資対象銘柄の選択の判断に影響する場合があります。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当する必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ SRIファンド(愛称:ファミリー・フレンドリー)

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

ファミリー・フレンドリー企業としての評価は、以下のような観点に着目して行います。

| 主な評価ポイント | |
|-----------------|--|
| 各種制度の整備・運用状況 | 産休、育児、介護休業の制度内容・運用実績・施策の多様性などを評価 |
| 多様な労働条件の整備・運用状況 | 雇用・就業形態の多様性、時間のゆとりなどを評価 |
| その他の両立対応 | 仕事と家庭の両立のための独自施策、キャリアサポート、健康や安全への配慮などを評価 |
| 社会への支援活動 | 子育て、介護に関する社会支援活動、学生への支援状況などを評価 |

・当ファンドでは、ファミリー・フレンドリー企業について、上記の「主な評価ポイント」などに応じて評価しており、評価ランクが上位1/3に属する企業への投資割合が概ね80%以上となることを目指します。ただし、上記は銘柄選定の視点を示したものであり、そのような制約条件の下でポートフォリオを組むことが難しい場合や好ましくないと判断される場合には、この投資割合を80%未満に引き下げることがあります。また、ファミリー・フレンドリー企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

・各企業のファミリー・フレンドリー企業としての評価は、グッドバンカー社等から入手できる情報にて行っておりますが、その入手できる情報量、もしくはその正確性、完全性には限界があるため、SRI企業として認めうるかの判断の正確性、完全性について保証するものではありません。なお、上記の評価ポイントは、今後見直す可能性があります。

・投資銘柄の選定は、最終的に三菱UFJ国際投信が行います。

■委託会社のスチュワードシップ方針

委託会社はお客さまから委託された資産の運用を行う立場として、投資先企業が株主利益を考慮して企業価値の向上や持続的な成長を果たすことに資するため、気候変動や人権・ダイバーシティ、ガバナンス体制などの投資先企業におけるESG課題を重視し、企業との「目的を持った対話」や明確な方針のもとでの議決権行使などのスチュワードシップ活動を実施します。

(ご参考)

委託会社のスチュワードシップ活動

<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/stewardshipcode.html>

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。